

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報

## ●固定資産税の減額について(事業者向け)●

### ●中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じて減免します。

詳細については、中小企業庁のホームページを確認してください (<https://www.chusho.meti.go.jp/>)

対象要件／①・②の両方を満たしていること。

①以下のいずれかの要件を満たす中小事業者等であること。

- ・資本金の額または出資金が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

②新型コロナウイルス感染症の影響により、下記対象期間の事業収入が、前年同期間の事業収入と比較して30%以上減少していること。

減免対象資産／事業で使用している家屋・設備等の償却資産

※土地や住宅用の家屋は対象となりません。

対象期間／令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間におけるすべての事業の売上高の総額

減免率／①前年同期間と比べて30%以上50%未満減少の場合…**2分の1**

②前年同期間と比べて50%以上減少…**全減額**

提出書類／①認定経営革新等支援機関等が確認欄に記入、押印した特例措置に関する申告書

様式は町ホームページからダウンロードすることができます。

(サイト内「固定資産税 コロナ」で検索)

②事業収入が減少したことを証明する書類

③減免対象家屋の事業用割合を示す書類(事業用家屋の申告をする場合のみ)

④令和3年度償却資産申告書および明細書(償却資産がある場合のみ)

※認定経営革新等支援機関等～商工会、漁業協同組合、農業協同組合、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)、税理士事務所、税理士など。

提出方法／提出書類①～④を役場税務課資産税係まで提出してください(郵送可)。

提出期間／令和3年1月6日～2月1日(締め切り当日消印有効)

※認定経営革新等支援機関等から電子申告される場合、上記提出書類①に押印する必要はありません。必要事項を入力の上、その他提出書類を添付し申告してください。

※やむを得ず期限内の提出が困難な場合、事前に税務課資産税係まで連絡をしてください。

※虚偽の申告をした場合、地方税法に基づき処罰される場合があります。

問合せ／税務課資産税係 ☎2-2171 内線(535)

### ●生産性向上特別措置法の規定する特例の拡充・延長

対象／中小事業者等

拡充内容／特例の対象物に一定の事業の用に供する家屋および構築物(償却資産)を加え、適用期限を2年延長(令和5年3月31日までに取得した資産が対象)

特例内容／先端設備等導入計画に認定を受けた新規取得資産に対する固定資産税を3年間全額免除

問合せ／経済課商工係 ☎2-2171 内線(244)